

埼玉県健康づくり協力店普及促進実施要綱

1 趣 旨

県民の食生活の改善を図るため、栄養情報等の提供、野菜たっぷりメニューの提供、埼玉県コバトン健康メニューの提供を行う飲食店等を埼玉県健康づくり協力店(以下、「健康協力店」という。)として指定する。健康協力店は、健康情報を発信する拠点として、県民の健康づくりをサポートすることを目的とする。

2 定 義

この要綱において、飲食店等とは次の施設をいう。

- (1) 飲食店
- (2) 弁当店
- (3) 百貨店
- (4) スーパーマーケット
- (5) コンビニエンスストア
- (6) その他、食品の販売及び提供に関連すると判断される施設

3 指 定

保健所長(保健所設置市内にある飲食店等を指定する場合並びに、経営者等が同一で2つ以上の保健所管内にある飲食店等について、一括して指定する場合には、健康長寿課長)は、この要綱に定めるところにより、健康協力店の指定を行うものとする。

4 指定の基準

指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次のアからウのいずれかに該当する内容を実施すること

ア 栄養情報等の提供

①から③のいずれかの条件を満たし、その情報を利用者が効果的に活用できる場所に掲示すること。

①別紙1「外食料理の栄養成分一覧表」(以下、「栄養成分一覧表」という。)に掲載されているメニューを提供するとともに、「栄養成分一覧表」を、利用者が効果的に活用できる場所に掲示してある場合。

②提供する全メニューにエネルギー表示がしてある場合。

③栄養成分表示

3メニュー以上に、主要5項目の栄養成分(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)の表示をする場合。

イ 野菜たっぷりメニューの提供

定食等・単品にかかわらず、1食(1品)当たり、野菜(いも類は除き、きのこ類及び海藻は含む)の使用量が120g以上であること。

ウ 埼玉県コバトン健康メニューの提供

埼玉県コバトン健康メニュー(以下、「コバトン健康メニュー」という。)は、次の基準の全てを満たす定食・弁当等とし、これを提供すること。

1食当たり

- ①食塩相当量 3g未満
- ②野菜使用量 120g以上(いも類は除き、きのこ類及び海藻は含む)
- ③エネルギー 500~700kcal

④たんぱく質量 13～20%エネルギー

(2) 食品衛生監視成績が良好であること。

(3) この事業に関する責任者（表示等責任者）を定め、県民の健康づくり及び食生活改善に有効と思われる食事や情報の提供に努める意思のあること。

5 栄養成分計算と表示内容の確認

栄養成分計算を必要とする場合においては、原則、表示等責任者が栄養成分を計算し、保健所長（健康長寿課長）が確認を行う。なお、栄養成分計算については、公益社団法人埼玉県栄養士会に栄養成分の計算を依頼することができる。

6 指定の手続等

指定の手続等は以下のとおりとする。

(1) 健康づくり協力店の申請

指定を受けようとする飲食店等の経営者等は、別紙様式1に関係書類を添えて所管の保健所長（健康長寿課長）に提出する。

(2) 指定証・コバトン健康メニューのマークの交付

保健所長（健康長寿課長）は、指定を行うときは、別紙様式2の指定通知書及び別紙様式3の指定証を交付するとともに、コバトン健康メニューを提供する健康協力店に対しては、別紙様式11に定めるマークを交付する。

(3) 指定証・コバトン健康メニューのマークの掲示

指定を受けた飲食店等の経営者等は、指定証を店舗内に掲示するとともに、コバトン健康メニューを提供する健康協力店においては、マークを掲示する。

(4) 健康協力店の活動実態調査

保健所長（健康長寿課長）は、健康協力店の活動実態について、3年ごとに別紙様式4により、調査を行うものとする。

(5) 指定内容の変更

健康協力店は、指定を受けた内容に変更があるときは、所管の保健所長（健康長寿課長）に相談し、必要がある場合には、別紙様式5及び関係書類を提出するものとする。

(6) 廃止の届出

健康協力店は、指定の内容を廃止しようとするときは、別紙様式6の廃止届を所管の保健所長（健康長寿課長）に提出するものとする。

(7) 指定の取消し

保健所長（健康長寿課長）は、健康協力店が次の各号のいずれかに該当する場合は指定を取り消すことができる。また、健康協力店は、指定の取り消しを受けた場合には、すみやかに所管の保健所長（健康長寿課長）に指定証を返納するものとする。

ア 食品衛生法上の行政処分を受けた場合

イ 健康協力店が営業を休止又は廃止した場合

ウ 活動実態調査において健康協力店の活動状況が確認できない場合

エ その他健康協力店としてふさわしくないと保健所長（健康長寿課長）が判断

した場合

7 健康協力店に対する助言等

保健所長（健康長寿課長）は、地域の健康づくり及び食生活改善のため、必要に応じて健康協力店に対し助言するとともに、健康協力店の活用を図る。

8 健康協力店における受動喫煙対策等への配慮

健康協力店は、健康づくりの環境整備に対して一層の配慮を行うこととし、受動喫煙対策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

9 実施報告等

（１）指定台帳の作成及び報告

保健所長（健康長寿課長）は、健康協力店を指定した場合は、別紙様式 7 により、指定台帳に記載の上保管をする。また、保健所長は四半期ごとに、健康長寿課長あて指定の状況について、指定台帳及び別紙様式 8 により報告するものとする。

（２）指定の廃止報告

保健所長は、健康協力店の指定を取り消した場合には、別紙様式 9 によりすみやかに健康長寿課長あて報告するものとする。

（３）内容変更報告

保健所長は、指定の内容に変更があった場合は、別紙様式 10 に別紙様式 5 を添付して、すみやかに健康長寿課長あて報告するものとする。

10 情報提供

健康長寿課長は一括して指定をする場合において、保健所設置市内に飲食店等がある場合には、それぞれの保健所長に情報提供をするものとする。

11 健康協力店のホームページへの掲載

健康長寿課長は、健康協力店の制度及び指定状況等について、県のホームページに掲載するものとする。

12 その他

保健所長は、この要綱に定めのない事項に関しては、健康長寿課長と協議の上、処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行に際し、すでに「健康協力店」の指定を受けている場合においては、指定の条件にかかわらず「健康協力店」としてみなすものとし、当面の間、従来の方法による栄養成分表示を認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「埼玉県コバトン健康メニュー」提供店の公表に関する要綱は廃止とする。

附 則

この要綱の施行に際し、すでに「健康協力店」の指定を受けている場合においては、指定の条件にかかわらず当面の間、従来指定基準を準用し「健康協力店」としてみなすものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行に際し、すでに「健康協力店」が「コバトン健康メニュー」を提供している場合においては、当面の間、従来基準による「コバトン健康メニュー」の提供を認めるものとする。

内規

- 1 栄養成分表示については、食品表示基準に従った表示を行うものとする。
- 2 「外食料理の栄養成分一覧表」については、保健所と申請者との話し合いにより「食事しらべ」を活用した栄養成分であれば、メニューの入れ替えを可能とする。